

指定催しの指定通知書

十消予第 号
年 月 日

（催しを主催する者） 様

十日町地域広域事務組合
消防長

十日町地域広域事務組合火災予防条例第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開設場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に十日町地域広域事務組合消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に十日町地域広域事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において十日町地域広域事務組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に十日町地域広域事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。